

1. 目的

本条は、本協会の組織運営および事業遂行に関わる全ての関係者の倫理に関する事項を定めることにより、本協会の目的や事業遂行の公正さならびに運営に対する疑惑や不信の防止を図り、以て本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

2. 適用範囲

本条の適用範囲は、本協会規約第2章第6条に定める会員および第3章第13条に定める役員とする。以下「会員・役員等」という。

3. 組織の使命および社会的責任

役員等は本協会の設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営を誠実に履行しなければならない。また常に公平且つ誠実に事業運営に当たり、公序良俗等の社会規範から逸脱することなく、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

4. 信頼の確保と責任

役員等は自らの社会的立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本協会の信頼を確保するような責任ある行動をとらなければならない。

5. 人権の尊重

会員、役員等は暴力、セクシャルハラスメントおよびパワーハラスメント等のハラスメント全般の行為、さらに合理的でない区別および差別を行ってはならない。

6. 私的利益の禁止

役員等は日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

7. 利益相反の防止および開示

役員等はその職務の執行に際し、本協会と利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実を開示し、常任理事会の承認を得なければならない。

8. 個人情報の保護

会員、役員等は個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。業務上知り得た個人の氏名、年齢および住所等の情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

9. 適正な経理処理

役員等は補助金、助成金等の経理処理に関し、法人の会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

10. 情報開示および説明責任

役員等は事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を会報やホームページに掲載する等して開示し、社会の理解と信用の向上に努めなければならない。

11. 薬物の使用禁止

会員、役員等はドーピングや違法薬物の使用等の行為を行ってはならない。

12. 反社会的行為の禁止

役員と会員等は違法賭博や暴力団等反社会的勢力との交際など、反社会的行為を行ってはならない。

13. 本条の具体的内容

本条の具体的内容については、公益財団法人日本スポーツ協会が定めた「倫理に関するガイドライン」に基づくものとする。

14. 法令等の遵守

会員、役員等は関係法令または本協会規約および諸規程を厳格に遵守し、社会規範に違反することなく、適切なガバナンス体制を構築・維持し、事業を運営しなければならない。

15. 研鑽

会員等は目的事業の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

16. 規程遵守の監視

常任理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監視する。

— 以 上 —